4　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i)　いずれの締約国もＩＣＳＩＤ条約の当事国でない場合

(ii)　いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10　8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11　仲裁廷は、2(a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

12　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。